

2016/06/17

## カラム溶出法による水溶解度測定対応開始

この度弊社では、化審法申請用の濃縮度試験への適用を想定した『カラム溶出法による水溶解度測定』に対応致しました。

### ◆化審法申請用濃縮度試験における水溶解度測定

水溶解度測定法の1つであるカラム溶出法は、OECDテストガイドライン No.105 に規定されており、化審法申請用の魚を用いた濃縮度試験においては、主に難水溶性単一物質の水溶解度測定に適用されます。

濃縮度試験では、試験設計を含め、試験結果の評価においても、水溶解度測定の結果が大きく影響致します。2016年3月より運用が開始された化審法ガイドライン改正に伴い、被験物質の水溶解度は上記ガイドラインに準拠した測定結果の入手を求められており、その重要性を増しております。

難水溶性物質の試験設計にお困りの際は、ぜひ弊社までお問い合わせください。

### OECDテストガイドライン No.105 水溶解度測定法



フラスコ振とう法

水溶解度が $10^{-2}$ g/L以上の物質に適用



**カラム溶出法**

水溶解度が $10^{-2}$ g/L以下の物質に適用

その他**反応生成物**や**混合物**の試験設計もご相談承ります！

まずはお気軽にお問い合わせ下さい！

### ■お問い合わせ先（化学品営業部）

- ・東京 〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号  
TEL: 03-5577-0809 / FAX: 03-5577-0859
- ・大阪 〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号  
TEL: 06-6204-8411 / FAX: 06-6204-8716